

## 背景・経緯（国の動向）

- 社会環境の変化による人と人との「つながり」が希薄化
- 単身世帯や単身高齢世帯の増加による孤独・孤立の問題の深刻化

- 2021**
- 経済財政運営と改革の基本方針2021に「孤独・孤立対策」を明記
  - 「孤独・孤立対策担当大臣」指名、「内閣官房孤独・孤立対策担当室」設置(2021.2～)
  - 「孤独・孤立対策の重点計画」を作成（2021.12.28 孤独・孤立対策推進会議 決定）
  - 孤独・孤立の実態把握に関する全国調査(2021.12～、以降毎年度実施)
- 2022**
- 「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」2022.2.25 設立 ← 全省庁の副大臣で構成
  - 「孤独・孤立対策の重点計画」を改定（2022.12）
- 2023**
- 「**孤独・孤立対策推進法**」が通常国会で成立（2023.6.7公布 / 2024.4.1施行）
  - 経済財政運営と改革の基本方針2023（2023.6.16閣議決定）
- ☞ 第2章 新しい資本主義の加速－4. 包摂社会の実現－（孤独・孤立対策）
- ・ 孤独・孤立対策推進法に基づく、国・地方の孤独・孤立対策の強化
  - ・ 孤独・孤立対策推進本部など安定的・継続的な実施体制の整備
  - ・ 国・地方における官民の連携・協働及び一元的な相談支援体制の本格実施に向けた環境整備の促進
  - ・ 孤独・孤立に関する普及啓発活動の集中実施やサポーター養成の仕組みの創設 など

## 法律の概要

### 基本理念【第2条】

- ① 社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図る。（「予防」の観点も含める）
- ② 当事者の立場に立ち、状況に応じた継続的な支援が行われるようにする。
- ③ 当事者等の意向に沿って、孤独・孤立状態から脱却して日常・社会生活を営むことができるようになることを目標とする。

### 国等の責務【第3条・第4条】

#### 国の責務【第3条】

孤独・孤立対策に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### 地方公共団体の責務【第4条】

国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における当事者等の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### 孤独・孤立対策推進本部【第20条～27条】

内閣府に特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部を置く。（本部長：内閣総理大臣）

### 基本的施策【第8条～19条】

施策内容	施策主体	
	国	地方
①重点計画の作成	◎	△
②国民の理解の増進(普及啓発)	○	○
③相談支援	○	○
④協議の促進等(プラットフォーム設置)	○	○
⑤人材の確保	○	○
⑥地方公共団体・支援団体への支援	○	△
⑦調査研究の促進	○	△
⑧地域協議会の設置(市町村?)	△	○

※◎：必須、○努力義務